

防災業務計画

2022年1月

コスモ石油株式会社

目次

第1編 総則	2
第2編 業務計画	2
第1章 防災体制の確立	2
第2章 災害予防に関する事項	3
第3章 災害応急対策に関する事項	5
第4章 災害復旧に関する事項	8
別添（1）対策組織の体制図	9
別添（2）災害時石油供給連携計画	10

第1編 総則

第1節 防災業務計画の目的

この防災業務計画は「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第39条第1項、「大規模地震対策特別措置法」（昭和53年法律第73号）第6条第1項、「南海トラフに係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号）第5条第1項および「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、石油の供給に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧に係る業務の計画を定め、当社が行う災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 防災業務計画の基本構想

当社各事業所における災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

このため、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

- 1 防災体制の確立
- 2 災害予防対策
- 3 災害応急対策
- 4 災害復旧対策

第2編 業務計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

当社各事業所の防災体制に対処する対策組織をあらかじめ別添（1）のとおり定める。

第2節 対策組織の運営

- （1）会社の危機管理体制における最高責任者である代表取締役社長は非常事態が発生した場合もしくは非常事態が生じるおそれがある場合は、情勢に応じ、危機対策本部等の対策組織を設置する。最高責任者は、危機の種類や規模に応じて指定の順位で最高責任者の権限を委譲することができる。また、非常事態が発生した各事業所は、直ちに現地危機対策本部等の対策組織を設置する。
- （2）各事業所にて対策組織が設置された場合は、直ちに本社の対策組織に報告しなければならない。解除の場合も同様とする。

- (3) 対策組織の長は、災害の発生するおそれがなくなった場合、または災害復旧が進行して、平常組織によって処理し得ると認められた場合は、対策組織等の防災体制を解除する。

第3節 社外機関との協調

1 政府等との協調

国の関係省庁、地方公共団体や防災関係機関等とは平常時から協調し、災害予防に努めるとともに、防災情報の提供、収集、災害応急対策、災害復旧等について相互連携が円滑に行われるよう努める。

2 他社等との協調

他の石油会社、販売先、物流事業者、協力会社および隣接企業等と協調し、災害時における対応が円滑に行われるよう努める。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

会社は、石油施設に係る防災意識の高揚を図り、災害の発生防止に努めるため、災害(大規模地震およびそれに伴い発生すると予想される地震動および津波を含む)に関する専門知識・関係法令・保安規程等について社員等関係者に対する教育を実施する。

第2節 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため定期的に防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第3節 製油所・油槽所等の災害予防措置に関する事項

1 水害対策・雪害対策・雷害対策

各事業所において、過去に発生した災害および被害の状況等を踏まえ、水害・雪害・雷害や感染症予防に備えたりリモートワーク等の適切な外出抑制措置や防災設備の導入、既存設備の災害対応強化、被災時の対応体制の整備など予防および被害拡

大防止のための施策を実施する。

2 火災、爆発対策

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法等に基づき設備ごとに所要の対策を講ずる。

特に、石油コンビナート等特別防災区域においては、その規模に応じた対策を実施する。

3 油濁対策

石油コンビナート等災害防止法、海洋汚染防止法等に基づいた予防策および被害拡大防止策を実施する。

4 地震対策（津波対策を含む）

石油連盟の「巨大地震等に対する石油会社のBCPガイドライン」および、「地域的な地震・津波等に対する石油会社のBCPガイドライン」を踏まえて構築したBCPに基づき対策を実施する。

耐震性等に係る調査を実施し、諸法令に基づき、施設、設備、機器の耐震性強化、および、地盤強化を実施する。

また、二次災害を防止する観点から、設備の緊急停止に必要な対策を実施する。

なお、大規模地震に伴う津波により避難が必要となる場合に備え、あらかじめ避難場所や避難経路等を掲示し、従業員に周知する。

大規模地震の発生および、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表、大津波警報・津波警報・津波注意報に関する情報を踏まえた、設備の停止等の手順、工事中の設備等の安全確保上の措置についての方針、緊急点検及び巡視が必要な箇所・実施体制、避難後の各事業所の連絡体制について、石油連盟の「巨大地震等に対する石油会社のBCPガイドライン」を踏まえて構築したBCPに基づき実施する。

第4節 防災業務設備の整備

災害の防止、被害の拡大防止、ならびに災害への対応を図るため、各事業所の実態を踏まえて、災害に関する検知・通報設備、安全対策設備、防消火設備、通信連絡設備、非常用電源設備、流出油対策施設・設備、災害復旧用施設・設備等を整備するとともに、機能を維持するための整備・点検を実施する。

また、コンピュータシステムについては、災害対応力の確保を図るとともに、重要データファイルのバックアップ等の整備を図る。

第5節 災害対策用資機材等の確保および整備

災害の防止、被害の拡大防止、ならびに災害への対応を図るため、各事業所の実態を踏まえて、必要となる災害対策用資機材、工具、消耗品、食糧、医薬品等を確保するとともに、その数量を維持し、機能を維持するための整備・点検を実施する。

第6節 石油事故の防止

1 製油所、油槽所、SS等の事故防止

設備等を常に法令に定める基準に適合するように保持し、定期的に巡視点検や調査等を行い、事故の防止を図るほか、事故原因の早期発見とその解消に努める。

2 一般消費者の事故防止

事故や火災を未然に防止するため、一般消費者等に対する次の事項等の啓発活動が促進されるよう努める。

- a 自動車の給油時における火災発生防止や事故防止に係る注意事項
- b 暖房機器や給湯器に係る注意事項
- c 石油製品の保管に関する注意事項
- d その他事故防止のため留意すべき事項

第3章 災害応急対策に関する事項

第1節 通報、連絡

通報、連絡の経路・体制は別添（1）のとおりとする。

第2節 災害時における情報の収集、連絡

災害が発生した場合もしくは災害が生じるおそれがある場合（南海トラフ地震臨時情報の発表時など）に、対策組織を設置した場合、対策組織は、一般情報、被災情報、従業員の安否、影響および対策・復旧の状況、対外対応状況、ならびにその他災害対策に必要な情報について、迅速、的確に把握し、速やかに別添（1）に基づきしかるべき者に通報、連絡および報告をする。

また、対策組織は、法令または防災計画の定めに基づき、災害時における情報収集・伝達、報告を行うとともに、関係機関との相互連携に努める。

なお、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震については、当該地震発生から1週間、およびその当該期間経過後1週間は後発地震にも適切に対策を講じる。

第3節 災害時における広報

災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、石油製品供給への影響による社会不安の除去のため、関係施設の被害状況についての広報を行う。

また、被災者の石油製品の取扱い等における事故等を防止するために必要な周知等を行う。

第4節 対策要員の確保

- (1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、対策組織設置等の防災体制の発令に備える。
- (2) 対策組織設置等の防災体制が発令された場合は、当該対策要員は速やかに所属する対策組織に集合、もしくはリモートでの対応を可能な状態とする。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策や二次災害に対する安全確保のため、当該対策要員の集合に当たっては、対策要員の健康管理およびマスクやヘルメットなど防護具の着用を徹底するものとする。
- (3) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、所属する対策組織に連絡の上、リモートでの対応を行う。

第5節 災害時における復旧用資機材の確保

災害が発生した場合、会社は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、可及的速やかに確保するよう努める。

第6節 災害時石油供給連携計画

石油の備蓄の確保等に関する法律(以下、石油備蓄法)第13条第1項の特定石油精製業者等に指定された事業者として、石油備蓄法第33条第1項の「災害時石油供給連携計画」の実施の勧告が出された場合は、他の特定石油精製業者等と連携し、石油製品の被災地域への緊急輸送を行う。災害時石油供給連携計画のスキームについては別添(2)のとおりとする

第7節 災害時における危険予防措置

災害時においても石油製品の生産・輸送・販売等を継続することを原則とするも

のの、一定地域での危険防止が必要と考えられるときや、警察・消防機関等から要請があった場合等には、適切な危険予防措置を講ずる。

第8節 災害時における応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害および事故の防止と安全衛生に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

第9節 石油の緊急輸送に関する事項

- (1) 災害時の応急対策として石油の緊急輸送を行う。当社との契約等に基づき、物流事業者は、石油の緊急輸送を行うため、保有するタンクローリー、トラック等の車両を使用し、これを行う。
- (2) 災害応急対策としての石油の緊急輸送や災害復旧等を実施する場合に備え、これに使用する計画のあるタンクローリー、トラック等の石油輸送車両その他の車両について、緊急交通路での通行が迅速かつ円滑に行われるようにするため、できるかぎり事前に、緊急通行車両であることを当該都道府県公安委員会に届け出ておくものとする。

第4章 災害復旧に関する事項

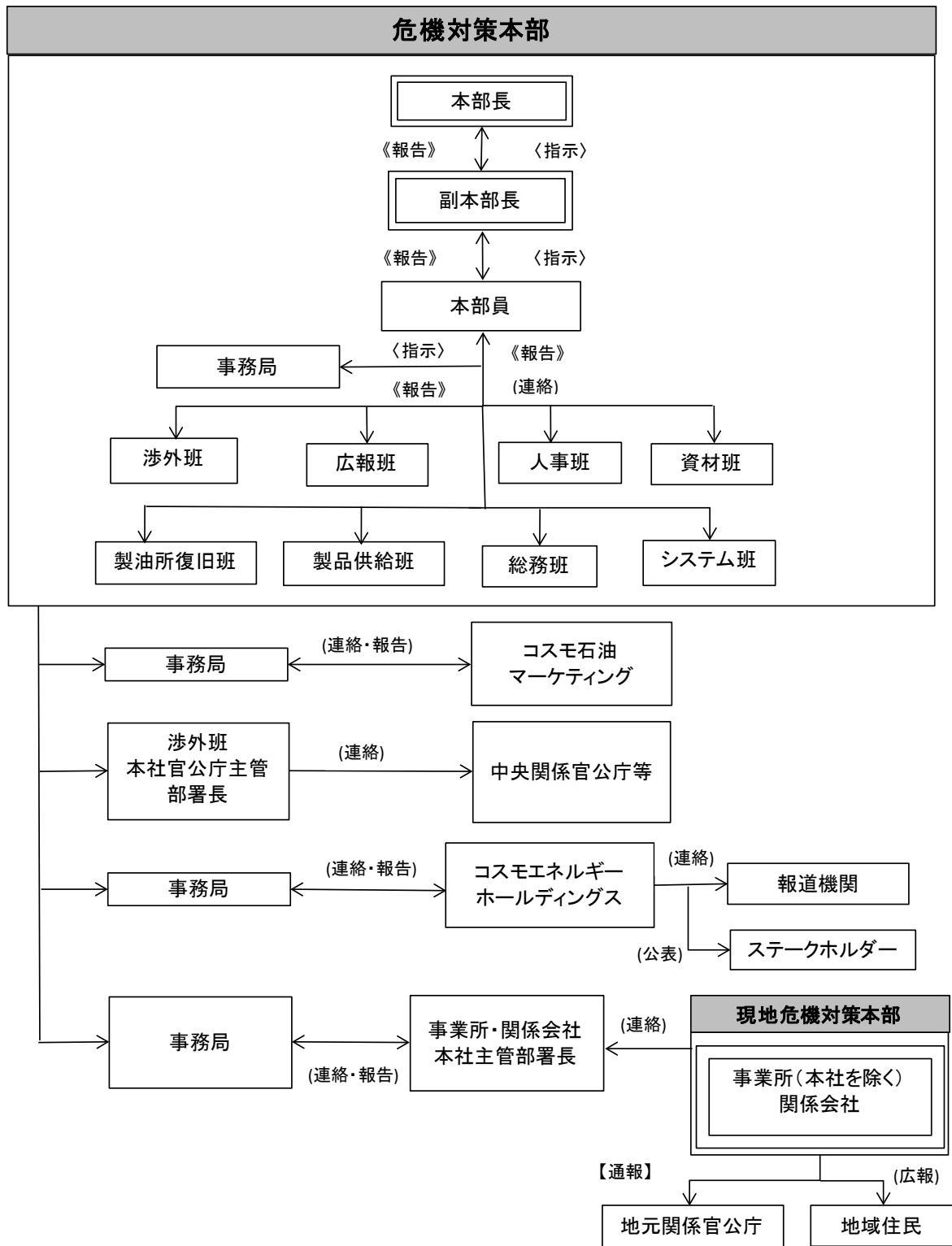
第1節 復旧計画

対策組織は各設備ごとに被害状況を把握し、復旧計画をたて、しかるべき社内手続きを経て、計画を実行する。対策組織の長は、その実行に当たり、対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行う。

第2節 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

<別添（１）：対策組織の体制図>



災害時石油供給連携計画（概要）

本計画は、大規模災害発生時に個別の石油会社の能力のみでは被災地等に十分に石油製品を供給することが困難と判断された場合に、石油会社が連携協力して石油製品供給を遂行するために必要な事項を定めたものである。

石油の備蓄の確保等に関する法律（以下、石油備蓄法）により全国 10 に区分された地域ごとに特定石油精製業者等に指定された各石油会社は、共同して災害時石油供給連携計画を策定し、経済産業大臣に届出することとされ、2013 年 1 月 18 日に届出した。計画に変更の必要が認められた場合は、速やかにこれを変更し大臣に届出することとされている。

1. 災害時石油供給連携計画の発動

石油備蓄法第 33 条第 1 項に規定する経済産業大臣による災害時石油供給連携計画を実施すべきことの勧告がなされた際に、災害時石油供給連携計画（以下、計画）を発動する。

2. 災害時石油供給連携計画に係る活動

(1) 情報収集

前項の通り計画が発動されたときは、石油連盟は「情報収集室」を設置し、特定石油精製業者等は被災地その他の自社拠点等の被災状況や石油供給に係る各種情報を同室に提出する。

(2) 情報交換・分析・対応方針の検討（共同オペレーションルームの設置）

特定石油精製業者等は、「共同オペレーションルーム」を設置して適宜会合を開催し、各々 1 名派遣するとともに経済産業省に対してオブザーバーの派遣を要請する。

「共同オペレーションルーム」は、「情報収集室」が収集した情報を交換・分析して当該災害対応における基本方針、具体策を検討する。個々の特定石油精製業者等は自社が独自に定めた対応に加えてこの基本方針及び具体策に沿って行動する。

(3) 緊急的な石油製品供給要請への対応（緊急要請対応室の設置）

特定石油精製業者等及び石油連盟事務局は、石油連盟事務局内に「緊急要請対応室」を設置し、各々を 1～数名程度派遣する。また必要に応じて経済産業省職員の派遣を要請する。同室は原則 24 時間運営するものとし、派遣職員は原則 12 時間で交代する。

同室は、政府（資源エネルギー庁資源・燃料部）から寄せられた、被災地等に対する緊急的かつ非定常的な個別の石油製品の供給に係る要請の内容を分析し、

各特定石油精製業者等の当該製品の在庫状況や物流の状況等も勘案して、当該供給に対応できる最適な事業者を選定して当該供給業務を割振り、必要に応じてこれを管理する。

(4) 出荷基地の共同利用（共同基地利用WGの設置）

計画が発動された地域内において計画を届け出た特定石油精製業者等は、これらのいずれかの製油所、油槽所等の出荷基地が被災により出荷機能が停止する等して被災地等への円滑な石油製品供給が困難となった場合に、共同オペレーションルームで共同利用することが必要かつ有効と認められた特定の出荷基地について、資源エネルギー庁の指示により特定石油精製業者等で共同利用する。

出荷基地を共同利用する場合には、共同利用する基地ごとに「共同基地利用WG」を設置し、特定石油精製業者等は予め指名した自社社員をWGに派遣する。各WGの座長は、原則として共同利用することとなった基地を所有する社の社員が務める。

共同基地利用WGにおいては、共同利用する際の安全かつ円滑・確実な基地利用のためのルールを策定・確認し、共同利用する社に周知する。

なお共同利用に際しては、原則として、共同利用する各社は共同利用する地区における製品ごとの平時の出荷比率（シェア）に従って当該基地を利用できることとする。

(5) 石油製品輸送に係る協力

個別の特定石油精製業者等において、自社のみでは十分に輸送手段を確保できない事態が発生した際に、これを共同オペレーションルームに申告し、共同オペレーションルームにおいて参加全社でその対応を協議する。

(6) 地方自治体との平時からの情報共有

(3)の緊急的な石油製品供給要請への対応を円滑に遂行するため、石油連盟は地方自治体（県レベル）との間で、防災上重要であって災害時に石油製品の緊急供給要請を発出する可能性が高い拠点・施設の石油関連設備等（石油タンク等）に係る情報を共有する。

本共有に当たっては両者の間で情報の取り扱い等に係る「覚書」を締結し、その規定に従って情報の陳腐化を防止するとともに、適切に情報保全対策を実施する。

(7) 訓練

上記(1)から(5)に定めた事項について、経済産業省等必要な機関と連携し全国いずれかの地域での災害発生を想定して少なくとも年1回の訓練を実施する。

原則として設置する組織等についていずれも実際に参集し、果たすべき役割の訓練を実施することとし、また可能な限り緊急的な石油製品供給要請について実働訓練も実施する。

以上